

鹿児島県障害者自立交渉センター 水泳記録会 障害区分表

身体障害者		◎1部・2部 (1部=39歳以下・2部=40歳以上)		自由形		背泳ぎ		平泳ぎ		バタフライ			
知的障害者		A=19歳以下 B=20歳～35歳 C=36歳以上		25m	50m	25m	50m	25m	50m	25m	50m		
肢 体 不 自 由	1	上 肢	1	手部切断	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			2	片前腕切断 片上肢不完全	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			3	片上腕切断 片上肢完全	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		4	両前腕切断 両上肢不完全	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		5	両上腕切断 両上肢完全 片前腕切断・片上腕切断	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		6	片下腿切断 片下肢不完全	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	下 肢	7	片大腿切断 片下肢完全	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		8	両下腿切断 両下肢不完全	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		9	両大腿切断 両下肢完全 片下腿・片大腿切断	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	上 下 肢	10	片上肢切断・片下肢切断 片上肢不完全・片下肢不完全	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		11	多肢切断 片上肢完全・片下肢完全 両上肢不完全・両下肢不完全	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	体幹	12	体幹	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
2	車 椅 以 原 子 外 性 常 用 の 麻 痺	13	第7頸髄まで残存	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		14	第8頸髄まで残存	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		15	下肢麻痺で座位バランスなし	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		16	その他	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
3	患 ( 脳 ・ 性 原 性 麻 痺 外 、 脳 血 管 疾 等 )	17	四肢麻痺 上肢に不随意運動を伴う走不能	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		18	両下肢麻痺 上肢に不随意運動を伴わない走不能	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		19	杖または松葉杖歩行 片側障害で片上肢による競泳	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		20	上肢に不随意運動を伴う走可能 その他の片側障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		21	その他	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
4		22	浮具使用	◎	◎	◎		◎					
視 覚 障 害		23	視力0から0.01まで	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		24	その他の視覚障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
聴覚・平衡機能障害, 音声・言語機能障害, その他機能障害			25	聴覚障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
知的障害			26	知的障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
精神障害			27	精神障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		

[障害区分の説明]

- 1 完全とは、上肢や下肢の大きな3つの関節の機能が損傷を受け、補装具なしでは体重を支えきれないもの。
- 2 体幹障害とは、脳原性麻痺を除く脊柱障害のもの。(脊柱側弯など)。
- 3 関節離断とは、上位の部位の切断として扱う。肘関節離断は上腕切断となる。
- 4 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されている場合には、7級に認定された障害の区分で競技に参加してもよいが、多肢切断や両上肢障害などのように、複数の部位の切断や機能障害の場合には、3肢以上や両上肢が6級以上の認定を受けていなければならない。
- 5 座位バランスの判定は、「へそ」の位置での知覚レベルの有無が一つの判断基準になる。
- 6 区分23は光を通さないゴーグルを装着する。